

第3部 事業計画

1 . 平成26年度の数値目標の設定

障がい福祉計画において、必要な障がい福祉サービスの量を見込むに当たって、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に関し、平成26年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成26年度末における地域生活に移行する人の人数目標を設定します。

【国の基本指針】

平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【県の考え方】

地域移行者数は国と同様3割以上とするが、障がい者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

【実績値】(旧法施設入所者を含む)

項目	H21	H22	H23
地域生活移行数	0人	0人	1人
施設入所者数()	44人	45人	45人

身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している人を含む。

H21～22年度は3月末の時点。H23年度は7月末の時点。

【目標値】

本町では、平成23年度までの地域生活への移行者の実績は1人となっており、地域生活への移行は困難な状況にあります。

これまでの実績を踏まえ、平成26年度末までに地域生活へ移行する者3人を目標とします。

項目	人数	備考
施設入所者数(実績)(A)()	39人	平成17年10月実績
【目標値】地域生活移行数(B)	3人	(A)のうち、平成26年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
新たな施設入所支援利用者(C)	9人	平成26年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成26年度末の入所者数(D)	45人	平成26年度末の利用人員見込み (A - B + C)

施設入所者数(実績)は、旧法施設体系の身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している人の合計数

【現状と今後の方策】

施設入所者は45人で推移しています。

施設入所を希望していても、なかなか欠員が生じず、入所できない状況が続いており、施設入所ニーズは高いと言えます。

事業所調査によれば、地域生活への移行の力点として、地域で生活していくための受け皿づくり、地域住民に対する障がいの理解、グループホームやケアホームの体験入所支援といった点があげられています。

アンケート調査結果によれば、自宅や地域で生活する条件として、「夜間の介護を頼める人」と「配食サービス」が最も多く、次いで「昼間の介護を頼める人」「医療機関が近くにあること」と続いており、介護者、食事、医療機関といったニーズが多くなっています。

今後は、地域生活の移行・継続に向けて、ケアホームやグループホームといった受け皿の確保、在宅介護や生活支援サービスの情報支援、地域移行に向けた相談や情報提供を進めていきます。また、地域住民への障がいや障がい者の理解促進に努め、みんなで支え合う地域づくりを目指します。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、退院のさらなる促進目標を設定します。

【国の基本指針】

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、退院のさらなる促進に関する着眼点を設定する。都道府県に対して、1年未満入院者の平均退院率や5年以上かつ65歳以上の退院者数の指標を示す。

【県の考え方】

県では、現行の「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院数」を引き続き目標に掲げることとする。

数値目標：660人（平成24年度～平成26年度までの3か年合計）

【目標値】

本町では、県が「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院数」として推計し、市町村人口比率で按分した人数、4人を目標とします。

項目	人数	備考
退院可能な精神障がい者の退院数 （地域移行者数）	4人	県の目標数値660人より、県が市町村別に推計した値

【現状と今後の方策】

県では、毎年実施している県内精神科病院を対象とした調査結果から、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行者を推計しています。

本町においては、県の支援事業の情報提供や地域自立支援協議会との連携を図るとともに、相談支援事業者との連携による地域移行支援、地域定着支援を進め、退院可能な精神障がい者に対しての地域生活への移行を推進していきます。

精神障がい者が地域で共に暮らしていく観点から、町民に向けて、精神障がいに対する知識の普及や正しい理解を深めるため、様々な機会を捉えて啓発に努めていきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する人の人数目標を設定します。

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【県の考え方】

国の考え方に基づき、2期計画と同様とする。関係機関と連携し、企業等への働きかけを進めるとともに、平成26年度の福祉施設利用者の年間一般就労移行実績を平成17年度実績の5倍にすることを目標とする。

【実績値】

項目	H21	H22	H23
就労移行支援事業からの一般就労者数	3人	2人	2人
杉戸町障がい者就労支援センターからの一般就労者数	22人	21人	17人
小規模作業所からの一般就労者数	0人	0人	0人
地域活動支援センターからの一般就労者数	0人	0人	0人

H21～22年度は3月末時点。H23年度は12月末時点。

【目標値】

本町では、これまでの実績や国の基本指針、県の考え方を踏まえ、平成26年度において、福祉施設を退所し、一般就労する人の数、4人を目標とします。

項目	人数	備考
年間一般就労者数(実績)	0人	平成17年度において、福祉施設(1)を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	4人	平成26年度において福祉施設(2)を退所し、一般就労する人の数

- 1 (身体障害者施設) 更生施設、療護施設、授産施設(入所・通所)、小規模通所授産施設
 (知的障害者施設) 更生施設(入所・通所)、授産施設(入所・通所)、小規模通所授産施設
 (精神障害者施設) 生活訓練施設、授産施設、小規模通所授産施設
 2 障害者自立支援法に基づく障害者施設

【現状と今後の方策】

杉戸町障がい者就労支援センターが開設し、就労のサポート等を実施しています。当センターでは、登録者に対して、就業準備相談、職場実習、職場定着支援、通勤支援、離職調整・離職後支援等を行い、また、事業者に対しては、職場開拓、求職者相談等を行っています。

杉戸町障がい者就労支援センターからの一般就労の実績を見ると、平成21年度で

22人、平成22年度で21人、平成23年度で17人、また、就労移行支援事業を経て一般就労した方が平成21年度で3人、平成22年度で2人、平成23年度で2人となっており、継続して一般就労の実績がでていきます。

事業所調査によれば、就労支援に向けて、企業の理解とサポート体制の確立、実習先の確保、就労後のフォローの充実といった点があげられています。

障がい者の職場実習を目的として、役場での職場実習を継続的に実施しており、今後についても障がい者の職場体験による就労意欲の向上等、就職に向けた準備支援を行っていきます。

アンケート調査によれば、障がい者が働くために大切だと思う環境は、「周囲が自分を理解してくれること」、「障がいの程度にあった仕事であること」、「勤務する時間や日数を調整できること」の順で多くなっており、職場仲間の理解、仕事内容や融通点が上位にあげられています。

杉戸町障がい者就労支援センターにおいて、障がい者の就労に対する情報収集に努めるほか、通所施設・一般就労・離職など、利用者が循環して継続的に支援が受けられる体制の充実に努めます。

一般就労への移行を進めるためには、職場や周囲の人々の理解や支え合い等が大切です。企業や地域住民に対して、障がいの特性や障がい者への理解を深めるため、啓発に努めます。

(4) 就労支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人数の目標を設定します。

【国の基本指針】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【県の考え方】

平成26年度までに現時点の福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。

【目標値】

本町では、年々増加傾向にある利用実績を踏まえ、平成26年度末において福祉施設を利用する者の数158人のうち、就労移行支援事業を利用する者の数、8人を目標とします。

項目	人数	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	158人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
就労移行支援事業の利用者数	8人 5.1%	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

【現状と今後の方策】

就労移行支援事業の利用実績をみると、平成21年度で1人、平成22年度で3人、平成23年度で5人の利用となっており、年々増加傾向にあります。

サービス提供にむけて、事業者の情報収集に努め、広く情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進していきます。

就労継続支援の利用者

就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人数割合の目標を設定します。

【国の基本指針】

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【県の考え方】

就労継続支援事業の利用者のうち、3割が雇成型（A型）を利用することを目指す。

【目標値】

本町では、これまでの就労継続支援（A型）事業の利用はありません。

これまでの実績等を踏まえ、平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数、1人を目標とします。

項目	人数	備考
平成26年度末の 就労継続支援（A型）事業 の利用者（A）	1人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援（B型）事業 の利用者	24人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援（A型 + B型）事業 の利用者（B）	25人	平成26年度末において就労継続支援（A型 + B型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の 就労継続支援（A型）事業の 利用者の割合（A）/（B）	4%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

【現状と今後の方策】

就労継続支援事業の利用実績をみると、平成23年度の月平均の利用者はA型0人、B型12人となっており、すべてB型の利用となっています。就労継続支援事業（B型）の利用は、年々増加傾向にあります。

障がいのある人の就労先を確保するため、周辺市町と連携を取りながら事業者の情報収集に努め、広く情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進していきます。

2 . 事業の展開

本計画では、「指定障がい福祉サービス」(「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの)及び「地域生活支援事業」の各事業について、障がい者の将来見込みをもとに、見込量を定めました。

(1) 指定障がい福祉サービス

訪問による介護サービスの確保(訪問系サービス)

在宅での生活を実現するため、常時介護を必要とする人に対する入浴・排せつ・食事の介護や外出時の支援などのサービスの確保を目指します。

【2期計画の実績】

サービス名	区分	単位	H21	H22	H23
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者包括支援(計)	計画	人/月	35	39	43
		時間/月	567	632	697
	実績	人/月	21	28	28
		時間/月	207	428	390

(実績の内訳)

サービス名	区分	単位	H21	H22	H23
居宅介護	実績	人/月	18	22	22
		時間/月	158	176	145
重度訪問介護	実績	人/月	0	1	1
		時間/月	0	117	94
行動援護	実績	人/月	3	5	5
		時間/月	49	135	151
重度障害者等包括支援	実績	人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0

H21～H22年度は月平均値、H23年度は3月～7月の5カ月分の平均値

【提供状況】

計画に対して、利用者数と年間延べ利用時間共に若干下回っています。

平成22年度の利用実績は、居宅介護22人、重度訪問介護1人、行動援護5人となっており、居宅介護が多数となっています。重度障害者等包括支援の利用実績はありません。

平成23年度の町内提供事業者は、居宅介護が4事業所、重度訪問介護が4事業所となっています。

【3期の事業見込み】

サービス名	単位	H24	H25	H26
居宅介護・重度訪問介護・行動援 護・重度障害者包括支援・同行援護 (計)	人/月	29	31	33
	時間/月	443	474	504

「同行援護」は、平成23年10月から実施

【今後の方策】

アンケート調査結果によれば、自宅や地域で生活する条件として、「夜間の介護を頼める人」と「配食サービス」が最も多く、次いで「昼間の介護を頼める人」「医療機関が近くにあること」と続いており、介護者、食事、医療機関といったニーズが多くなっています。在宅生活の実現には昼間や夜間の介護が必要であることから、訪問系サービスの充実に努めていく必要があります。

訪問系サービスは、在宅で暮らしていく上での基盤となることから、新たに個別給付メニューに加わった「同行援護」のサービス等の情報提供を図り、サービスの充実を目指します。

事業者に対して、情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。また、サービスの質の向上のため、技術・知識の向上に向けた指導・助言等を行っていきます。

利用者に対して、必要なサービスが受けられるよう、事業者情報の提供を行っていきます。

日中活動系サービスの充実

ア.「施設による日中活動サービス」

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービス、障がいのある子どもが通える施設、介護者が病気の場合などに短期的に入所できる場など、日中も安心して生活できるような介護サービスの充実を目指します。

【2期計画の実績】

サービス名	区分	単位	H21	H22	H23
療養介護	計画	人日/月	0	0	22
	実績	人/月 人日/月	0 0	0 0	0 0
生活介護	計画	人日/月	593	716	900
	実績	人/月 人日/月	13 256	30 613	55 1,157
児童デイサービス	計画	人日/月	80	93	106
	実績	人/月 人日/月	4 39	12 96	14 127
短期入所 (ショートステイ)	計画	人日/月	92	92	94
	実績	人/月 人日/月	8 76	9 88	10 95

H21～H22年度は月平均値、H23年度は3月～7月の5カ月分の平均値

「児童デイサービス」は、平成24年4月より児童福祉法による「障害児通所支援」として実施

【提供状況】

平成23年度現在、生活介護、児童デイサービス、ショートステイの利用実績が計画を上回っています。療養介護の実績はありません。

平成23年度の町内提供事業者は、生活介護の場合、町内2箇所、ショートステイの場合、1箇所となっています。

【3期の事業見込み】

サービス名	単位	H24	H25	H26
療養介護	人/月	4	4	4
	人日/月	88	88	88
生活介護	人/月	79	81	83
	人日/月	1738	1782	1826
障害児通所支援 (児童デイサービス)	人/月	17	18	19
	人日/月	136	144	152
短期入所 (ショートステイ)	人/月	10	11	12
	人日/月	98	108	117

【今後の方策】

障がい児を対象とした施設・事業は、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系を通所・入所の利用形態別に一元化されます。児童福祉法に根拠規定が一本化され、児童デイサービスは「障害児通所支援」として再編されます。

サービスの提供に向けて、引き続き事業者の実施意向や移行時期等の情報収集に努め、利用調整を進めます。

事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。事業所調査によれば、人材の確保と育成・定着が課題としてあげられています。事業の安定運営やサービスの質の向上に向け、就職に関する情報交換や人材研修情報の提供など、各種支援に努めます。

イ．自立訓練（機能訓練・生活訓練）

より豊かな地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の提供の場を計画的に整備していきます。

【2期計画の実績】

サービス名	区分	単位	H21	H22	H23
自立訓練	計画	人日/月	41	104	186
		人/月	1	3	3
	実績	人日/月	15	52	63

H21～H22年度は月平均値、H23年度は3月～7月の5カ月分の平均値

【提供状況】

自立訓練の利用実績は年々増加傾向にありますが、計画に比べては下回っています。

【3期の事業見込み】

サービス名	単位	H24	H25	H26
自立訓練	人/月	6	6	7
	人日/月	132	132	154

【今後の方策】

施設は限られており、定員の拡大や広域連携による新たな活動の場の確保を図る必要があります。

サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や移行時期等の情報収集に努め、利用調整を進めます。

事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

ウ．就労支援（就労移行支援・就労継続支援）

一般就労への移行支援は、第2期計画からの継続課題の一つです。障がいのある人の働く場の確保に向けて、雇用施策と福祉施策の連携を図り、就労支援を促進します。

【2期計画の実績】

サービス名	区分	単位	H21	H22	H23
就労移行支援	計画	人日/月	145	289	289
	実績	人/月	1	3	5
		人日/月	13	58	99
就労継続支援（A型）	計画	人日/月	0	0	0
	実績	人/月	0	0	0
		人日/月	0	0	0
就労継続支援（B型）	計画	人日/月	98	376	376
	実績	人/月	6	9	11
		人日/月	113	170	223

H21～H22年度は月平均値、H23年度は3月～7月の5カ月分の平均値

【提供状況】

就労移行支援、就労移行支援（B型）の利用実績は年々増加しており、平成21年度に比べて、就労移行支援は約7.6倍、就労移行支援（B型）は約2.8倍となっています。ただし、就労移行支援、就労継続支援（B型）とも計画を下回っています。就労継続支援（A型）の利用実績はありません。

利用施設は、就労移行支援の場合、町内にはなく、町外2箇所、就労継続支援（B型）の場合、町内1箇所にとどまっています。

杉戸町障がい者就労支援センターにて、障がい者の就労をサポートしています。

埼玉葛北地区地域自立支援協議会の就労支援部会で就労支援に関する情報交換、就労支援に関する問題・課題の検討、就労に向けた地域における仕組みづくり、支援方策等の検討を行っています。

【3期の事業見込み】

サービス名	単位	H24	H25	H26
就労移行支援	人/月	6	7	8
	人日/月	132	154	176
就労継続支援（A型）	人/月	0	1	1
	人日/月	0	22	22
就労継続支援（B型）	人/月	20	22	24
	人日/月	440	484	528

【今後の方策】

障がいのある人の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・福祉施設・商工会等が持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があります。

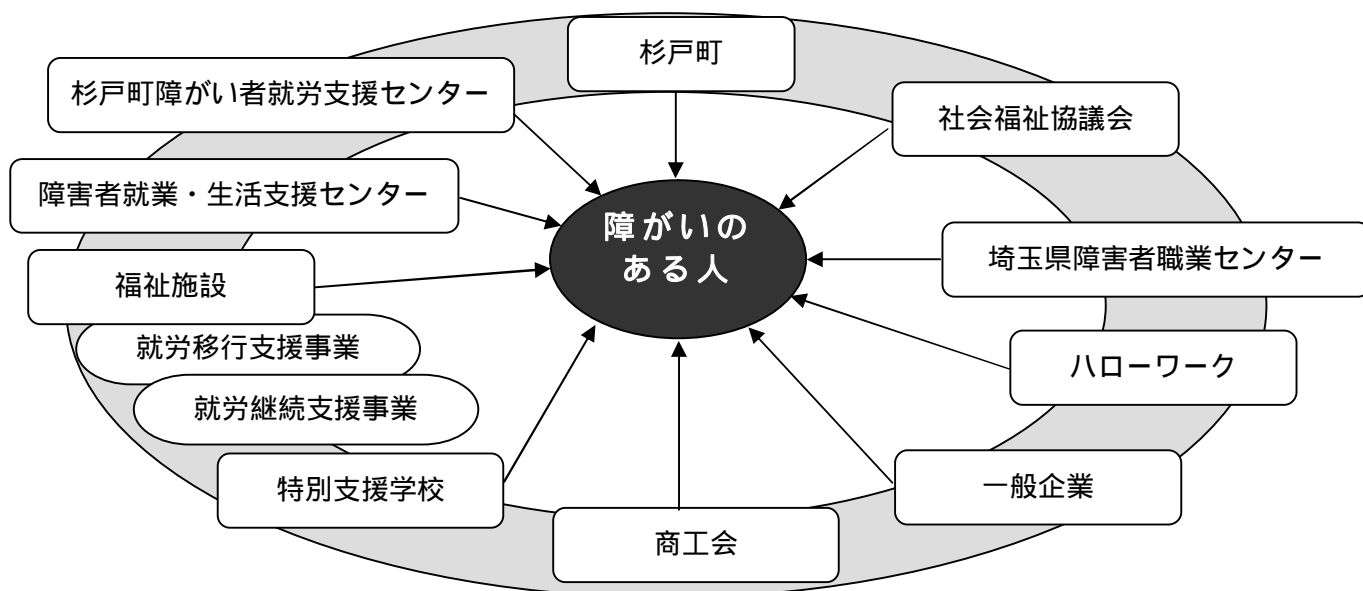
町内の施設は限られており、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策を検討していきます。サービスの提供に向けて、事業者の実施意向等の情報収集に努め、利用調整を進めます。

事業者に対して、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。利用者に対して、杉戸町障がい者就労支援センターの周知に努めます。また、調整会議を開き、関連機関との連携の強化に努めていきます。

自立支援協議会を中心としたネットワークの構築に努めます。

事業所調査によれば、人材の確保と育成・定着が課題としてあげられています。事業の安定運営やサービスの質の向上に向け、就職に関する情報交換や人材研修情報の提供など、各種支援に努めます。

就労支援に向けた関連機関との連携イメージ



住まいの確保（居住系サービス）

ア．居住支援（ケアホーム・グループホーム）

地域における自立した生活のための支援の一環として、住まいの場の確保に向けて、グループホーム・ケアホームの整備を促進するとともに、サービスの質の向上を目指します。

【2期計画の実績】

サービス名	区分	単位	H21	H22	H23
グループホーム・ケアホーム	計画	人	9	10	11
	実績	人	10	11	11

H21～H22年度は年間実利用者数、H23年度は3月～7月までの実利用者数

【提供状況】

居住支援（ケアホーム、グループホーム）の利用は10～11人とほぼ計画通り推移しています。

平成23年度のケアホーム・グループホームの利用実績は11人となっています。

利用施設は、ケアホームの場合、町内1箇所、町外2箇所、グループホームの場合、町内4箇所、町外1箇所となっています。

障がいの程度に応じた生活援助が受けられるよう、医療機関と事業所の連携を図る環境整備・相談を行いました。

【3期の事業見込み】

サービス名	単位	H24	H25	H26
グループホーム・ケアホーム	人	12	13	14

【今後の方策】

地域移行を希望している方に、グループホーム等を体験利用するなど、円滑な地域移行が可能となるような方策を検討していきます。

障がいの程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できるグループホーム・ケアホームなどの整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

グループホーム・ケアホームのサービスの質の向上に向けて、各種セミナーや職員研修情報の提供等を行い、質の充実に努めます。

イ．施設入所支援

障害者入所施設は、常時介護の必要な障がい者等に対して、施設で介護等の支援を行う役割があります。今後とも、円滑な地域移行に向けての支援を進めるとともに、夜間に安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【2期計画の実績】

サービス名	区分	単位	H21	H22	H23
施設入所支援	計画	人	30	34	41
	実績	人	13	30	38

H21～H22年度は年間実利用者数、H23年度は3月～7月までの実利用者数

【提供状況】

平成23年度の利用実績は38人となっており、計画を下回っています。
利用施設は町内1箇所、町外17箇所となっています。

【3期の事業見込み】

サービス名	単位	H24	H25	H26
施設入所支援	人	45	45	45

【今後の方策】

地域で自立した生活が困難な障がいのある人への対応として、必要に応じ施設入所支援を行います。

入所を必要とする人に、入所施設に関する情報の収集・提供を行います。

入所施設の整備を図る事業者に対して情報提供や相談など、事業者に必要な支援を行います。

相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していきます。

【2期計画の実績】（年間実利用者数）

サービス名	区分	H21	H22	H23
指定相談支援 （サービス等利用計画の作成）	計画	1人	1人	2人
	実績	0人	0人	0人

H23年度は3月～7月までの実利用者数

【提供状況】

指定相談支援の利用実績はありません。

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱えている課題の解決や適切なサービスの利用に向けてきめ細かく支援するため、サービス等の利用計画を作成します。また、利用状況の検証を行い、見直しを行います。
地域相談支援	
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の対処を行います。（緊急訪問、緊急対応等）
基本相談支援	障がい者、障がい児からの相談を受け付けます。

現行
指定相談支援事業者 ○指定相談支援（計画作成） ・サービス等利用計画の作成 ○障がい者（児）等からの相談

見直し後
指定特定相談支援事業者 ○計画相談支援（計画作成） ・サービス等利用計画の作成 ○基本相談支援
指定一般相談支援事業者 ○地域相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ○基本相談支援

【3期の事業見込み】

サービス名		単位	H24	H25	H26
計画相談支援		人/月	6	16	21
地域相談支援	地域移行支援	人/月	1	2	3
	地域定着支援	人/月	3	5	7

【今後の方策】

障がい者の相談支援体系としては、従来の指定相談事業者による指定相談支援を、指定特定相談支援事業者による計画相談支援・基本相談支援とし、さらに指定一般相談支援事業者による地域相談支援・基本相談支援が行われます。相談支援の充実に向けて、これらの提供体制の整備を進めていきます。

障害者自立支援法の改正により、自立支援協議会が法律上で位置付けられました。埼玉北地区地域自立支援協議会にて、相談支援事業に関する運営評価や相談支援事業所間における連携調整を行っており、今後ともネットワーク化を進めていくとともに、相談支援事業者の中立・公平性の確保に努めます。

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人に対し、計画的な支援プランの作成ができるような環境を整備するため、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(2) 地域生活支援事業

相談支援

相談支援体制の強化は第2期計画から継続した課題の一つです。市町村が現行制度で担っている地域生活支援事業の相談支援事業に係る役割に変更はありませんが、第3期計画においても相談支援体制の充実が大きな改定のポイントとなっています。身体、知的、精神も含めたすべての障がいのある人の相談に、その障がいの種類や程度に応じたきめの細かい対応ができるように相談体制を充実させるとともに、障がいのある人が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、総合的な相談支援体制づくりに努めます。

【事業の概要<必須>】

事業名	内容
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【2期計画の実績】(年間)

事業名	H21		H22		H23	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
相談支援事業()	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
市町村相談支援機能強化事業	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
住宅入居等支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
成年後見制度利用支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
地域自立支援協議会()	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

3市3町による広域で実施

【実施状況】

平成18年10月より、相談支援事業は、埼玉北障害者生活支援センターを設置し、3市3町で共同実施しています。5法人に委託し、3障がいに対応した一般相談支援を行っています。

相談支援事業、地域自立支援協議会の拠点整備数は、平成18年度から変更はありません。

障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や相談支援事業者、医療機関、事業所等による地域移行のネットワークの強化が必要です。

障害者虐待防止法の成立を踏まえ、障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要です。

【3期の事業見込み】

サービス名	H24	H25	H26
相談支援事業	5か所	5か所	5か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所
成年後見制度利用支援事業	1件	1件	1件

【今後の方策】

相談支援の方向性として、一般相談支援以外にも権利擁護などの多様な相談に対応すること、ケアマネジメントを充実することなどがあげられています。地域自立支援協議会の充実に向けて、協議会の役割を明確にし、効率的に機能させるための組織化を進めます。

障がいのある子どものライフステージに応じた支援の充実が求められています。地域自立支援協議会において、身体・知的・精神それぞれの部会で、テーマに応じた関連機関との連携・情報交換等を行っています。今後とも、地域課題に対する支援方策等を検討していきます。

発達障がいや高次脳機能障がいに対する支援については、埼玉県発達障害者支援センターや埼玉県高次脳機能障害者支援事業で、相談支援等の各種事業を実施しています。町としてもこれらの支援が利用対象者やその家族等と円滑に結びつくよう、各種情報提供などに努めていきます。

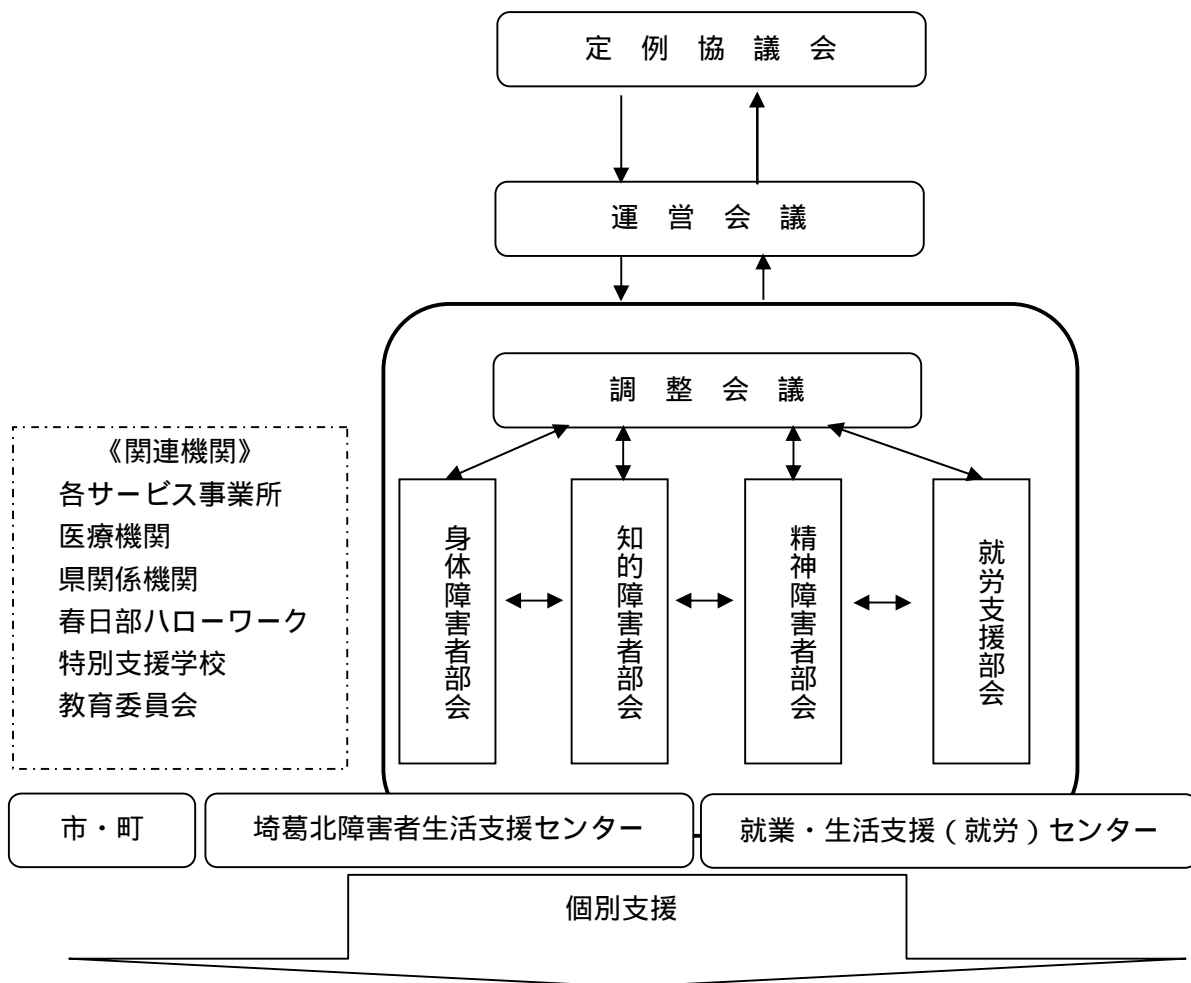
障がい者の権利擁護を図るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業の周知を行っています。

障がい者に対する虐待防止に向けて、関係機関とのネットワークの構築を進めます。

地域自立支援協議会では次の事項の協議を行っています。広域対応にて相談支援の充実・強化を図ります。

- 1 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等に関する事
- 2 困難事例への対応のあり方に関する事
- 3 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事
- 4 地域の社会資源の開発及び改善に関する事
- 5 市町村相談支援機能強化事業に関する事
- 6 その他協議会の関係市町が必要と認める事項に関する事

【埼玉葛北地区地域自立支援協議会】



生活支援

障がいのある人の自立生活や社会参加を保障するため、利用者の状況に応じて、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった事業を確実に推進していきます。

【事業の概要<必須>】

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人等に手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、その他の人との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に日常での安全や生活を容易にするための用具を貸与又は給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人の生活上の外出や余暇活動等の社会参加のための外出を町に登録した事業者の利用を通して支援します。

【事業の概要<任意>】

事業名	内容	
訪問入浴サービス事業	在宅で重度の身体障がいのある人の生活を支援するため、居宅へ訪問し、入浴サービスを提供します。	
知的障害者職親委託事業	知的障がいのある人を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導および技能訓練を行います。	
緊急通報装置設置事業	重度身体障がいのある人の自宅に急病や災害時の通報システムを設置し、生活の安全を確保します。	
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進や手話通訳者養成講習会、福祉タクシー事業など、障がいのある人の社会参加を促進する事業を行います。	
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成研修を行います。	
福祉タクシー利用料金助成事業	い ず れ か 選 択	生活範囲の拡大等のためのタクシー利用料金の一部を助成します。
自動車等燃料費助成事業		日常生活のための自動車等の運行に必要な燃料の一部を助成します。
自動車運転免許取得費助成事業		身体に障がいのある人に自動車運転免許取得のための費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業		身体に障がいのある人に運転をしやすいするための自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【2期計画の実績】(必須事業)

事業名	H21		H22		H23	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
コミュニケーション支援事業	12人 106件	8人 79件	14人 124件	5人 82件	16人 142件	8人 55件
手話通訳者派遣事業	8人 66件	5人 76件	9人 74件	4人 79件	10人 82件	6人 37件
要約筆記者派遣事業	4人 40件	3人 3件	5人 50件	1人 3件	6人 60件	2人 18件
日常生活用具給付等事業	165件	228件	172件	249件	179件	122件
介護・訓練支援用具	5件	9件	6件	10件	7件	2件
自立生活支援用具	7件	3件	8件	5件	9件	0件
在宅療養等支援用具	4件	4件	5件	2件	6件	4件
情報・意思疎通支援用具	5件	2件	6件	5件	7件	7件
排泄管理支援用具(1)	140件	210件	142件	224件	144件	108件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	4件	0件	5件	3件	6件	1件
移動支援事業	9人 1,502 時間	8人 1,211 時間	10人 1,668 時間	8人 1,183 時間	11人 1,835 時間	8人 407 時間

H21～H22年度とも、件数は年間延べ件数、人数は年間実人数。H23年度の移動支援事業は4月～7月の実績。

1 日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具については、2ヶ月に1回の交付を1件として算出しています。

【2期計画の実績】(その他)

事業名	H21		H22		H23	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問入浴サービス事業	5人	7人	6人	8人	7人	7人
知的障害者職親委託事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	1か所
緊急通報装置設置事業	6人	4人	7人	4人	8人	3人
日中一時支援事業	3人	5人	4人	8人	5人	7人
社会参加促進事業						
奉仕員養成研修事業						
手話奉仕員養成研修修了者	12人	10人	13人	14人	14人	-人
要約筆記者奉仕員養成研修修了者	7人	9人	8人	3人	9人	-人
福祉タクシー利用料金助成事業	420人	395人	431人	385人	442人	367人
自動車等燃料費助成事業	648人	624人	664人	666人	680人	652人
自動車運転免許取得費助成事業	0人	0人	0人	0人	1人	0人
自動車改造費助成事業	2人	1人	2人	0人	2人	0人

H21～H22年度とも、人数は年間実人数。H23年度は8月末までの実績。

【実施状況】

日常生活用具給付等事業の利用実績は計画を上回って推移しており、排泄管理支援用具の増加が目立ちます。

移動支援事業の利用実績は平成 21 年度・22 年度とも 8 名、利用時間は 1200 時間前後とほぼ横ばいで、計画を下回っています。

手話奉仕員養成研修修了者は平成 21 年度 10 人、平成 22 年度 14 人と増加しましたが、要約筆記奉仕員養成研修修了者は 9 人から 3 人と減少しました。

訪問入浴サービス事業は平成 22 年度で 8 人と、計画を上回っています。

福祉タクシー利用料金助成の利用実績は平成 22 年度で 385 人となっており、計画を下回って推移しています。

日中一時支援は平成 21 年度で 5 人、平成 22 年度で 8 人と増加しており、計画を上回っています。

【3 期の事業見込み】

	単位	H24	H25	H26
コミュニケーション支援事業	人 / 年	9	10	10
手話通訳者派遣事業	人 / 年	6	7	7
要約筆記者派遣事業	人 / 年	3	3	3
日常生活用具給付等事業（計）	件 / 年	279	294	313
介護・訓練支援用具	件 / 年	12	12	13
自立生活支援用具	件 / 年	6	6	7
在宅療養等支援用具	件 / 年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件 / 年	6	6	7
排泄管理支援用具	件 / 年	248	263	279
居宅生活動作補助用具	件 / 年	4	4	4
移動支援事業	人 / 年	9	10	10
	時間 / 年	1,347	1,496	1,496
訪問入浴サービス事業	人 / 年	10	11	12
知的障害者職親委託事業	箇所 / 年	2	2	2
緊急通報装置設置事業	人 / 年	4	4	4
日中一時支援事業	人 / 年	10	11	12

【3期の事業見込み】(続き)

	単位	H24	H25	H26
社会参加促進事業				
奉仕員養成研修事業(手話・要約筆記)	人/年	23	23	23
福祉タクシー利用料金助成事業	人/年	383	383	383
自動車等燃料費助成事業	人/年	740	783	831
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	1	1	1
自動車改造等助成事業	人/年	1	1	1

障害者手帳の伸びを加味して算出

【今後の方策】

障がいのある人や障がいのある子どもが、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態での事業を実施していきます。

コミュニケーション支援事業について、講習会の修了者に対して、次のコース案内やサークル活動の紹介などを進め、人材育成に努めていきます。

活動と交流機会の確保

自立生活を支援する観点から、社会との接点をもつことは重要であるため、雇用・就労が困難な人でも活動する機会が持てるように、地域の社会資源の有効活用に努めていきます。

【事業の概要<必須>】

事業名	内容
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。

【2期計画の実績】

	単位	H21		H22		H23	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センター等	箇所	3	3	3	4	4	3
	人	64	67	67	61	80	55
地域活動支援センター	箇所	2	2	2	2	4	2
	人	40	43	43	34	80	45
心身障害者地域デイケア施設	箇所	1	1	1	2	0	1
	人	24	24	24	27	0	10
精神障害者小規模作業所	箇所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

地域活動支援センターは3市3町による広域実施の2箇所。デイケアと小規模作業所は町内箇所数。利用者数は町外施設の利用も含む。H21年度～H22年度は年間実利用者数、H23年度は4月～8月までの実利用者数。

【実施状況】

地域活動支援センターは、3市3町による広域実施が2箇所、また、町内の地域デイケア施設が1箇所となっています。

【3期の事業見込み】

	単位	H24	H25	H26
地域活動支援センター等	箇所	3	3	3
	人	60	60	60

【今後の方策】

地域活動支援センターが地域の創作的活動又は生産活動の機会の提供の場となるよう、継続的な事業運営や事業の充実に向けて、事業者への情報提供や各種支援に努めていきます。

地域デイケア施設について、サービスの質の向上及び事業の安定的な運営を図る観点から、法定事業への移行促進に取り組んでいきます。

